

様式第十一（第46条第2項関係）（令元経産令31・令2経産令92・一部改正）

汚濁負荷量測定方法届出書

年 月 日

産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

鉱山保安法第41条第2項の規定により、汚濁負荷量の測定方法について、次のとおり届け出ます。

1 事業場概要

鉱山等の名称				
鉱山等の所在地				
鉱山等全体の排出水の量	通常	m <sup>3</sup> /日	最大	m <sup>3</sup> /日
	特定排水	m <sup>3</sup> /日	最大	m <sup>3</sup> /日
	非特定排水	m <sup>3</sup> /日	最大	m <sup>3</sup> /日
排水系統及び測定場所に関する概要図	別図1			
鉱山等平面図	別図2 (用水、排水系統、特定排水の採取場所、計測器設置場所、水量計測場所等を書き込むこと。)			

2 汚濁負荷量測定方法

化学的酸素要求量

排出量

方 法

方 法

窒素含有量

りん含有量

方 法

方 法

3 特定排水等の水質計測方法

計測場所番号	計測方法(計測器型式等)	計測頻度(採水時刻)	計測開始日	備考(換算式、分析機関等)

4 特定排水等の量の計測方法

計測場所番号	計測方法(計測器型式等)	計測頻度(計測時刻)	計測開始日	備考(換算式、分析機関等)

5 汚濁負荷量の算定方法

項目	汚濁負荷量の算定式	汚濁負荷量の算定方法
化学的酸素要求量		
窒素含有量		
りん含有量		

6 その他参考となるべき事項

--

備考 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。